地 評 第 1 号 令和7 (2025) 年8月21日

栃木県知事 福田富一 様

栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会 委員長 松原 由美

意見書

令和7 (2025) 年7月29日付け医政第415号をもって諮問のありました地方独立行政法人栃木県立がんセンター(以下「県立がんセンター」という。)、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター(以下「県立リハビリテーションセンター」という。)、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院(以下「県立岡本台病院」という。)の令和6 (2024)年度業務実績に関する評価、県立がんセンターの第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価及び県立がんセンターについて第2期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに県立がんセンターの第3期中期目標の策定について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 県立がんセンターの令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する評価について 令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と 認める。
- 2 県立リハビリテーションセンターの令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する評価について

令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と 認める。

- 3 県立岡本台病院の令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する評価について 令和6 (2024) 年度における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と 認める。
- 4 県立がんセンターの第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に おける業務の実績に関する評価について

第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価案については、適当と認める。

- 5 県立がんセンターについて第2期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討について中期目標期間の終了時までに行う知事の検討案については、適当と認める。
- 6 県立がんセンターの第3期中期目標の策定について 県立がんセンターの第3期中期目標素案については、適当と認める。